

令和5年度 議会基本条例の検証及び見直しについて

令和6年1月10日 議会運営委員会 決定

整理番号	条項・条文の見直しや追加及び掘り下げた議論が必要な事項	主な議論・意見	結論
ア	●第3条（議会の運営原則） 分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。 ⇒一般質問時において投影する質問補助資料の会議録への対応について、執行部側の利用方法の手順を整備する。	・執行部の主体性を尊重し、補助資料の使用を強制することのないよう配慮する必要があると考える。	・条例改正は不要である。 ・一般質問時において投影する質問補助資料取扱要領を改正し、執行部が答弁時に補助資料を使用できることとする。
イ	●第6条第1項（代表者会議） 会派代表者会議要綱(P78)の第4条(1)「会派相互の連絡および調整に関すること」について ⇒審議内容の経緯や論点、次に審議する内容に関する議事メモ・アジェンダは事前に全議員に共有してはどうか。		・条例改正は不要である。 ・会派代表者会議要綱を改正し、会議終了後に決定事項を作成し、全議員へ共有する。また、必要に応じて要点筆記を作成する。
ウ	●第10条 第9条2項に「市民との意見交換の場を多様に設け」と規定しており第10条で改めて議会報告会を規定する意味がない。また、永年に渡り議会報告会に於ける課題が顕在化しているにも拘らず、解決策が見いだせていない。結果、報告会を行うことが目的化している。	・議員活動や議会活動の中で、市民等と意見交換するがあり、「市民との意見交換の場を多様に設け」の具現化が第10条の議会報告会である。	・条例改正は不要である。
エ	●第10条（議会報告会）※議会提要P5及びP84 第10条の解説の中の「出向き」を削除してもよいのでは? 要綱にオンライン開催の実施も可能と記載してもよいのでは?	・オンライン開催に対応できる議員が限られており、一部の議員に負担が偏る可能性がある。 ・オンライン開催を義務付けることはできない。	・条例改正は不要である。 ・引き続き、協議、検討を継続すべきである。
オ	●第11条第3項 説明員の記載を理事者に変更してはどうか。	・現行の説明員という言葉は、地方自治法上121条に基づく表現としており、理事者と改正した場合、反問権を行使できる者の規定について補足説明が必要となる。	・条例改正は不要である。
カ	●第24条第1・2項（議員の政治倫理） 議員は市民の代表として名誉と品位を損なう行動を慎み ⇒基本条例では、ハラスメントに関する記載がない。ハラスメントについての定義が必要ではないか。 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を、また、その地位を利用してハラスメント行為及び不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。	・政治倫理条例の改正で対応すべきである。	・条例改正は不要である。

整理番号	その他意見など	主な議論・意見	結論
キ	物事を決定する時に「全会一致」でなければならない方向性があり、1人でも反対があると全て前に進まないやり方でよいのか? 摘要のP190議会運営委員会の申し合わせ事項の（審議事項の決定の1）の中に「やむを得ず合意に達しないときは、多数意見を尊重し、議会の円滑なる運営に協力する」とある。掘り下げた議論が必要と考える。	・十分な議論、協議を行った上で採決することはやむを得ないことである。	・合意形成を図るよう努めるべきであり、申し合わせ事項については、現行のとおりとする。 ・修正は不要と考える。
ク	議会基本条例が制定され13年が経過、策定時の議論を知る議員は28名中僅か5名となっており、策定時の経緯を知らないものが大多数である。その為、条例の策定時の精神と現実が乖離しているのが現状である。 個々個別の条項というより、議会基本条例そのものを大幅に見直すべき時期に来ている。	・大幅な見直しというよりも、議会基本条例策定の議論を知っている議員が少なくなってきたおり、議会運営委員会で問題提起されて、今後については、各会派、すべての28名の議員が共通認識のもと、理解が深められる状況になることが望ましい。 ・項目「ス」とも共通する部分があるが、形骸化・形式ばかりが先行している。	・今後も、継続的に見直しをしていくことが必要である。
ケ	条例改正ではありませんが、第4条(1)に議会は言論の府とあるように、一般質問時のパワーポイント作成は、プレゼンテーションではないので極力、文字を少なくするべきではないか。	・あくまでも補助資料であり、質問する議員の責任においてすべきであり、質問議員の問題である。 ・極力、分かりやすい言葉、表現に努めるべきであり、議員間で共通認識を持つべきである。	・条例改正は不要である。
コ	第20条2項 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。と条例に記載されている大学との連携や専門的知見の活用ができていない。	・専門的な知見を活用することありきではなく、議員間で「大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる」ことを再認識すれば良い。	・条例改正は不要である。
サ	第23条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。これも活用していない。	・「活用することができる」という規定であり、改正する必要性はない。	・条例改正は不要である。
シ	拮抗する採決前に休憩を要請し、協議する時間が欲しい。	・現行でも休憩動議の提案により、対応が可能である。 ・閉会日の議事日程を考慮すると、時間的な難しさがある。	・条例改正は不要である。
ス	条例制定され長期間を経ており、現在の時勢を含め、必要な点について、具体的修正はなくとも、認識を深めあう意味も含め、協議が必要。 個々個別の条項というより、議会基本条例への認識へのバラつき、各議員・各会派の主体性を深め合う必要性を感じる。	・議会改革に関わるような研修会・勉強会にも議員は積極的に参加し、議員個人としても自己研鑽すべき。 ・議員間で議論を深めることが重要である。 ・項目「ウ」とも共通する部分があるが、大幅な見直しは必要と考える。	・条例改正は不要である。